指定計画相談支援（障がい児相談支援）

重要事項説明書

ケアプランセンター　和　Nagomi

重要事項説明書（指定計画相談支援・障がい児相談支援）

この「重要事項説明書」は、当事業所と利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第76条及び障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）第５条第１項の規定に基づき、当事業所の概念や提供する指定計画相談支援の内容、契約を締結する前にしっておいていただきたいことを事業所が説明するものです。

指定計画相談支援を提供する事業所について

事業者名称　　株式会社　和
代表者氏名　　代表取締役社長　　北川　俊樹
本社所在地　大阪府大阪市鶴見区今津北３丁目６番25-1504号室
（連絡先）　　電話番号：06-6973-0753　　FAX　06-6973-0758
法人設立年月日　令和４年８月１日

ご利用者への指定計画相談支援を担当する事業所について

1　事業所の所在地等

事業所名称:　ケアプランセンター　和　Nagomi
サービスの主たる対象者:　身体障がい者
知的障がい者
障がい児
精神障害者
大阪指定
事業所番号　：　指定計画相談支援2731500357号（令和7年２月１日指定）
障がい児相談支援2771500242号（令和７年２月１日指定）
事業所所在地　：　大阪府大阪市東成区大今里３丁目１６番２号ステーブル荒木１０１号室
相談担当者名　：　相談担当者：川口　亜弥子
連絡先　：　電話番号：06-6973-0753　FAX　06-6973-0758
事業所の通常の
事業実施地域　：　大阪市（東成区・城東区・中央区・生野区）

事業所が行う　計画相談支援
他の指定障が　障がい児相談支援
い福祉サービス　地域移行支援
福祉サービス　地域定着支援

2　事業の目的及び運営方針

事業の目的　指定特定相談支援事業及び障がい児相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理を図るとともに、利用者及び障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援の提供を確保することを目的とする。

運営方針　事業所は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。

指定相談支援事業の運営に当たっては、市町村、障がい福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。

指定相談支援事業等の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し常に利用者等の立場に立って計画作成対象障がい者等に提供される障がい福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業を行う者に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

前３項のほか、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。）「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第２８号）及び「児童福祉法に基づく指定障がい者児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第２９号）に定める内

容のほか関係法令などを遵守し事業を実施するものとする。

3　事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日　　月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民祝日、１２月28日から１月５日、８月13日から８月15日迄を除く。

営業時間　　午前９時から午後６時迄とする。

4　計画相談支援の可能な日と時間帯

計画相談実施日　　月曜日から金曜日迄とする。
ただし、国民祝日、１２月28日から１月５日、８月13日から８月15日迄を除く。

実施時間　　午前９時から午後６時迄とする。
電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。

5　事業所の職員体制

管理者　　川口　亜弥子

管理者（常勤１人）１　業務の管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行います。
法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

相談支援専門員　　（常勤１人）

【基本相談支援】
障がい者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障がい福祉サービス事業者等との連携を行います。

【指定サービス利用支援】
支給決定又は支給決定の変更前に利用者等との面接を行い、利用者又は家族の希望や状況等を把握し、サービス等利用計画案作成します。
支給決定又は変更後にサービス事業者との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。

【指定継続サービス利用支援】
市町村が支給決定等の際に通知するモニタリング期間ごとに利用者が継続して障がい福祉サービス等を適切に利用できるよう、利用者、家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行い、サービス等の利用状況を検証し、計画の見直しを行います。
また見直しの結果に基づき、サービス事業者等との連絡調整や支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

提供する指定計画相談支援の内容

1　サービス利用支援

利用者等との面接やサービス提供事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。

【サービス等利用計画作成の手順】

１（サービス内容等に関する情報提供）

サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、利用者などによるサービスの選択に資するよう、地域の指定障がい福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事

業者に関するサービス内容、利用料の情報を適正に提供します。
２（アセスメント）
利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族の面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題等の把握を行います。
３（サービス等利用計画案の作成）
把握された解決すべき課題等に対するために最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。そして、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画案を作成します。
４（サービス等利用計画案の説明･交付）
サービス等利用計画案の内容について、利用者及び家族に対して説明し文書により利用者等の同意を得ます。またサービス等利用計画案を利用者等に交付します。
（サービス担当者会議の開催）支給決定等が行われた後に、支給決定等を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、福祉サービス事業者との連絡調整を行います。また、サービス担当者会議を開催しサービス等利用計画案の内容を説明し福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。

2　継続サービス利用支援

（モニタリング）
利用者及びその家族、福祉サービス事業者と継続的に連絡をとり、サービス等利用計画の実施状況を把握します。また市町村が決定したモニタリング機関ごとに利用者等との連絡等を行います。また新たな支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行います。

（サービス等利用計画の変更）
サービス等利用計画を変更する際は利用者の解決すべき課題の変化に留意しながら原則として（１）１～３及び５～７に規定された業務をおこないます。
（入所施設への紹介又は地域生活への移行に関する情報提供等の援助）
利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障がい者支援施設等への入所や精神科病院への入院を希望する場合には、施設等への紹介等を行います。また、指定障がい者支援施設等からの退所や精神科病院から退院しようとする利用者から計画相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障がい福祉施設等と連携を図るとともに必要な情報提供や助言等の援助を行います。

４、提供する指定計画相談支援の利用者負担額について

指定計画相談支援
利用者負担額は発生しません
計画相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望）する場合は、計画相談支援給付費の全額をいったんお支払い頂きます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので「領収書」を添えて給付決定市町村に計画相談支援給付費の申請を申請してください。
（交通費）
通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談を提供する場合

は交通費を頂きます。
公共交通機関を利用した場…実費
事業者の自動車を利用した場合…
事業所から片道5キロメートル未満２００円、5キロメートル以上は４００円

５、交通費の支払い方法について

（交通費の支払い方法について）
交通費について、計画相談支援を利用した月の翌月１０日までに利用月分の請求書をお届けします。指定計画相談支援実施の記録と内容を照合のうえ、請求月の２５日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

1　現金支払い
2　利用者指定口座からの自動振替
3　事業者指定口座への振り込み

お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。
また計画相談支援給付費について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので必ず保管をお願いします。
※交通費の支払いについて支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3か月以上延滞し、故意に支払いの督促から１４日以内にお支払がない場合には契約を解約した上で未払い分をお支払いいただくことがあります。

６、担当者の変更を希望される場合の相談窓口について

（利用者のご事情により、担当者の変更を希望される場合は、下記の相談担当者までご相談ください。

1　相談担当者氏名：川口　亜弥子
2　連絡先電話番号：06-6973-0753
　同　FAX番号：06-6973-0758
3　受付日および受付時間：月曜日から金曜日
　午前９時から午後６時迄
※担当者の変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

７、指定計画相談支援の提供にあたっての留意事項

市町村の支給決定内容等の確認
指定計画相談支援の提供に先立って、障がい福祉サービス等の支給決定を受けている場合は、受給者証をご提示頂き、指定計画相談支援の対象者であること、継続サービス利用支援のモニタリング期間、障がい福祉サービス等の支給量・支給内容等を確認させていただきます。受給者証の住所、支給内容などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

2　担当者の決定等
指定計画相談支援提供時に、担当者を決定します。ただし、実際に相談支援を提供するにあたり、複数の職員で対応させていただくこともあります。また、担当者が交代する場合は予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対して相談支援提供上の不利益が生じないよう配慮します。
利用者から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口にご遠慮なく相談ください。

８、虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権･ 虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成２３年６月２４日法律第７９号)に基づき、虐待の早期発見並びに防止に努めます。

1　虐待防止に関する責任者を選定します。
　虐待防止に関する責任者：管理者：川口　亜弥子
2　成年後見制度の利用を支援しています。
3　苦情解決体制を整備しています。
4　従業者に対する虐待防止を啓発･ 普及するための研修を実施しています。
5　虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

９、秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

○指定計画相談支援事業所の従業者及び管理者(以下「従業者等」という。)は業務上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

○また、この秘密を保持する義務は、指定計画相談支援の契約が終了した後においても継続します。

○事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を従業者等との雇用契約の内容とします。

②個人情報の保護について

○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議で使用する際、他の福祉サーサービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。

○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理しまた処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。

緊急時の対応方法について

①指定計画相談支援の提供中に、利用者に病状の変化が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

②上記以外の緊急時において、利用者に病状の変化が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号　06-6973-0753(対応可能時間午前９時から午後６時迄)

事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

大阪市：福祉局　障がい者施策部　運営指導課　06-6241-6527（ガイダンス③）
東成区：障害福祉課　06-6977-9857
城東区：福祉グループ　06-6930-9857
中央区：保健福祉グループ　06-6267-9857
生野区役所：福祉サービスグループ　06-6715-9857

本事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。
保険会社名：AIG損害保険株式会社
保険名：賠償責任保険
保障の概要：身体の傷害、器物の損害に対する賠償保険

１２、身分証携行義務

指定計画相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問自及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

１３、記録の整備

利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関して、以下の記録を整備します。

①・福祉サービス等の事業を行う者との連絡調整に関する記録
②・個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
・アセスメントの記録
・サービス担当者会議等の記録
・モニタリングの結果の記録
③・利用者に関する市町村への通知に係る記録
4　・利用者からの苦情の内容等の記録
5　・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3　これらの記録は指定計画相談支援完結の日から５年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。）

１４、苦情解決の体制及び手順

（ア）提供した指定計画相談支援に係る利用者及びその家族からの相談及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
（下表に記す【事業所の窓口】のとおり）

1　相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

1　相談、苦情に関する常設窓口として、相談担当者を設けている。また担当者が不在の場合においても事業所の誰もが対応できるように相談苦情管理対応シートを作成し担当者に確実に引き継ぐ体制を敷いている。

2　苦情または相談があった場合は利用者の状況を詳細にするために必要に応じ訪問を実施し状況の聞き取りや事業の確認を行う。
3　相談担当者は把握した状況の検討を行い対応を決定する。
4　対応内容に基づき必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに利用者へは必ず対応方法を含めた結果、報告行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。)
5　当事業所において処置し得ない内容についても適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し対処する。

【事業所の窓口
(ケアプランセンター　和Nagomi)　所在地：大阪市東成区大今里３丁目
管理者：川口亜弥子　１６番２号
ステーブル荒木１０１号
電話番号：06-6973-0753
FAX番号：06-6973-0758
受付時間：午前９時から午後６時迄
【市町村の窓口】
大阪市役所　所在地：大阪市北区中之島１丁目3番２０号
電話番号：06-6208-8181
受付時間：午前９:00から午後5:30迄
【公的団体の窓口】
大阪府社会福祉協議会　所在地：大阪市中央区中寺1-1-54
運営適正化委員会　電話番号：06-6191-3130
「福祉サービス苦情解決委員会」　FAX番号：06-6191-5660
受付時間：月曜日～金曜日(祝日等を除く)
午前10時～午後４時迄

１５、指定計画相談支援の実施開始可能年月日

指定計画相談支援実施開始が可能な年月日：　令和　年　月　日

１６、重要事項説明書の説明年月日

この重要事項説明書の説明年月日：　年　月　日

上記内容について、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の実施の人員及び運営に関する基準(平成２４年３月１３日構成労働省令第28号)第５条第１項の規定に基づき、利用者に説明しました。
【事業者】
所在地：大阪市東成区大今里３丁目１６番２号ステーブル荒木１０１号室
法人名：株式会社　和
代表者名：北川　俊樹
事業者名：ケアプランセンター　和　Nagomi
説明者名：川口　亜弥子

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

【利用者】
住所：

氏名：

【代理人】
住所：

氏名：